みつい指定居宅介護支援事業所運営規程

　　事業の目的と運営方法

(１)事業の目的

　ミツイ商事有限会社が開設する、みつい指定居宅介護支援事業所（以下「みつい事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の、事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、みつい事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(２)事業所の名称　　　　　　　　　　みつい指定居宅介護支援事業所

　　事業所の所在地　　　　　　　　　　栃木県那須塩原市井口1176-37

　(３) 運営方針

みつい事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。みつい事業所は地域包括支援センターより、業務の委託の依頼があった場合、これを受託する。

　(４) 事業所の職員体制、員数及び職務内容

　　事業所の従業者の職種　　　　員数　　　　　　　職務の体制

管理者兼務介護支援専門員　　常勤1名　　　　　昼勤（午前8時30分から午後5時30分）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

介護支援専門員　　　　　　　常勤1名以上　　　昼勤（午前8時30分から午後5時30分）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

　(５) 営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域

　　営業時間　午前９時から午後５時３０分 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

　　営業日　月曜日･火曜日･水曜日･木曜日･金曜日（但し８月１３日～１５日及び１２月３０日～１月３日を除く）

　　　実施地域　通常の事業の実施地域は、那須塩原市全域　大田原市全域　那須町全域とする。

（上記の地域以外の方でも、ご希望に応じるものとする。）

　(６) 利用料

　　　　　　　　　【介護支援専門員一人当たりの担当件数が45件未満】

要介護１・２　１０，８６０円 要介護３・４・５　１４，１１０円

【介護支援専門員一人当たりの担当件数が45件以上６０件未満】

要介護１・２　　５，４４０円 要介護３・４・５　　７，０４０円

【介護支援専門員一人当たりの担当件数が60件以上】

要介護１・２　　３，２６０円 要介護３・４・５　　４，２２０円

　　加算　初回加算３，０００円　独居高齢者加算１，５００円　認知症加算１，５００円　通院時情報連携加算５００円小規模多機能型居宅介護事業所連携加算３，０００円　複合型サービス事業所連携加算３，０００円　緊急時等居宅カンファレンス加算２，０００円　入院時情報連携加算（Ⅰ）２，５００円（Ⅱ）２，０００円　退院・退所加算（Ⅰ）イ４，５００円　（Ⅰ）ロ６，０００円　（Ⅱ）イ６，０００円（Ⅱ）ロ７，５００円(Ⅲ)９，０００円　ターミナルケアマネジメント加算４，０００円等がある。（但し利用者の状態、状況によって。）

「※上記には、本人負担分はありません」

　　減算　特定事業所集中減算２０００円　同一建物減算所定単位数の5％減算　運営基準減算所定単位数の５０％に減算　高齢者虐待防止措置未実施

　　　　　　減算所定単位数の１００分の１を減算　業務継続計画未策定減算

　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額

指定居宅介護支援は、要介護者等の依頼を受けて指定居宅介護支援を提供するものとする。その場合の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えたところから、

片道おおむね１０キロメートル未満－７５０円徴収するものとする。

片道おおむね１０キロメートルを超えるごと－７５０円追加徴収するものとする。

　(７) 苦情申し立て窓口及びご利用者相談窓口

　　　　　ご利用時間　平日　午前９時から午後５時３０分

　　　　　苦情受付担当者　みつい指定居宅介護支援事業所　　管理者　　　　　 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　土日　午前９時から午後５時３０分

　　　　　市町村苦情・相談窓口

那須塩原市役所高齢福祉課本庁　０２８７-６２-7191

西那須野支所　０２８７-３７-６２３１

塩原支所 ０２８７-３２-２９１２

大田原市役所高齢者幸福課　０２８７-２３-８６７８

那須町役場保健福祉課　０２８７-７２-６９１０

栃木県国民健康保険団体連合会　０２８-６４３-２２２０

　(８) 緊急時の対応方法

　　　利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い対処し又緊急連絡先に連絡することとする。

　　　協力医療機関

　　　　　医療機関名　原内科小児科医院 医療機関名　赤田診療所

　　　　　緊急連絡先名　平日　みつい指定居宅介護支援事業所　管理者

　(９) 従業者の研修体制

　　　みつい事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

　　　　１　採用時の研修　採用後１ヶ月以内

　　　　２　継続研修　　 　年１回以上

　(10) 従業者の守秘義務

　　　従業者は業務上知り得た利用者又その家族の秘密を保持するべき旨を従業者、又従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する雇用契約とする。

(11) 虐待防止に関する事項

　　　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はミツイ商事有限会社事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月１日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和元年6月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和元年12月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和6年10月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和7年5月1日から施行する。

書式番号ｆ260408-01